

議案第85号

芽室町コミュニティセンター等設置及び管理条例中一部改正の件

芽室町コミュニティセンター等設置及び管理条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和7年3月4日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町コミュニティセンター等設置及び管理条例の一部を改正する条例

芽室町コミュニティセンター等設置及び管理条例（平成17年条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「

上芽室農業研修センター	芽室町上芽室南3線16番地の1
-------------	-----------------

」を「

上芽室コミュニティセンター	芽室町上芽室南3線16番地1
---------------	----------------

」に改める。

別表第2中「

上芽室農業研修センター	研修室 (62)	280
	教養娯楽1号室 (和) (24)	110
	教養娯楽2号室 (和) (16)	70
	調理実習室 (31)	140

」を「

上芽室コミュニティセンター	大集会室 (58)	260
	中集会室 (24)	110
	調理室 (20)	90

」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

説 明

コミュニティセンターの再整備に伴い、本条例を改正しようとするものであります。

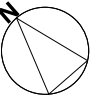
芽室町コミュニティセンター等設置及び管理条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案			現 行		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
名称	位置		名称	位置	
—略—	—略—		—略—	—略—	
<u>上芽室コミュニティセンター</u>	<u>芽室町上芽室南3線16番地1</u>		<u>上芽室農業研修センター</u>	<u>芽室町上芽室南3線16番地の1</u>	
—略—	—略—		—略—	—略—	
別表第2（第6条関係）			別表第2（第6条関係）		
施設名	室名（m ² ）	使用料（1時間につき）（円）	施設名	室名（m ² ）	使用料（1時間につき）（円）
—略—	—略—	—略—	—略—	—略—	—略—
<u>上芽室コミュニティセンタ</u> <u>ー</u> <u>ー</u>	<u>大集会室（58）</u>	<u>260</u>	<u>上芽室農業研</u> <u>修センター</u>	<u>研修室（62）</u>	<u>280</u>
	<u>中集会室（24）</u>	<u>110</u>		<u>教養娯楽1号室（和）（24）</u>	<u>110</u>

改正案			現行		
	<u>調理室 (20)</u>	<u>90</u>		<u>教養娯楽2号室(和) (16)</u>	<u>70</u>
—略—	—略—	—略—		<u>調理実習室 (31)</u>	<u>140</u>
			—略—	—略—	—略—
<p><u>附 則</u> この条例は、令和7年4月1日から施行する。</p>					

上茅室コミュニティセンター 平面図

-41-



室名	床面積 (m ²)
大集会室	58.32
中集会室	24.30
調理室	20.25

